

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【公表番号】特表2016-518865(P2016-518865A)

【公表日】平成28年6月30日(2016.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2016-039

【出願番号】特願2015-562521(P2015-562521)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/044 (2006.01)

G 0 6 F 3/0488 (2013.01)

A 6 1 N 1/39 (2006.01)

A 6 1 B 5/0402 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/04 3 1 4 H

G 0 6 F 3/0488

A 6 1 N 1/39

A 6 1 B 5/04 3 1 0 M

A 6 1 B 5/04 3 1 4 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月6日(2017.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

人の心電図ECGをモニタする監視ユニットと、

治療ユニットと、

前記ECGを表示するディスプレイとを有し、

前記ディスプレイが、タッチスクリーンを有し、

前記タッチスクリーンにタッチすることにより、ユーザが、前記表示されたECGを前後にスクロールすること、及び前記ディスプレイにおいて一緒に表示するため、前記ECGの2つ又はこれ以上の別々のセグメントを選択することの少なくとも1つを可能にするよう、前記ディスプレイが構成される、デバイス。

【請求項2】

前記監視ユニットが更に、人のバイタルサインをモニタするよう構成される、請求項1に記載のデバイス。

【請求項3】

前記タッチスクリーンにタッチすることにより、前記表示されたECGをユーザがズームイン及びズームアウトすることを可能にするよう、前記ディスプレイが更に構成される、請求項1に記載のデバイス。

【請求項4】

前記セグメントが、前記ECGの間のセグメントにより分離され、前記間のセグメントが前記ディスプレイで表示されないようユーザが隠すことを可能にするよう、前記ディスプレイが更に構成される、請求項1に記載のデバイス。

【請求項5】

前記タッチスクリーンが、シングルタッチ制御又はマルチタッチ制御の少なくとも1つ

を介して前記ユーザにより使用されるよう構成される、請求項1に記載のデバイス。

【請求項 6】

前記治療ユニットが、電気ショックを与えるよう構成される、請求項 1 に記載のデバイス。

【請求項 7】

前記ディスプレイが、複数のユーザインターフェースウィンドウを持つよう更に構成される、請求項 1 に記載のデバイス。

【請求項 8】

1つのウィンドウが、前記監視ユニット又は前記治療ユニットの少なくとも 1 つに関連付けられる機能だけを表示するよう構成される、請求項7に記載のデバイス。

【請求項 9】

少なくとも 1 つのウィンドウが、1 つ又は複数のソフトウェアアプリケーションを表示するよう構成される、請求項8に記載のデバイス。

【請求項 10】

前記 1 つ又は複数ソフトウェアアプリケーションが、電子患者看護記録アプリケーションを含む、請求項9に記載のデバイス。

【請求項 11】

監視パラメータを設定する、電気ショックの投与を開始する、メニューをナビゲートする、電子患者看護記録において情報を入力する、又は、情報を取得する若しくはリモートコンピュータ若しくはクラウドの少なくとも 1 つに情報を送信する、の少なくとも 1 つをユーザが行うことを可能にするよう、前記タッチスクリーンが構成される、請求項6乃至10のいずれかに記載のデバイス。